

「施設使用制限の協力要請」の現状

ほとんどの管理者が要請に基づき、施設を一時休止。一方で、休止していない施設もあり。

■休止要請施設が営業している旨の通報件数

約**640**件（4月20日現在）

主な内訳

- ・パチンコ店 約**370**件
- ・遊興施設 約**120**件
- ・食事提供施設 約 **70**件

協力要請に応じていただけない施設への対応

施設の使用を継続した場合には新型コロナウイルスのまん延につながる蓋然性が高いと考えられる「収容能力の大きな施設」について、右記の「対応フロー」に沿って対応。

対応フロー

コールセンターへの通報



現地状況の確認（※）



施設管理者へ休止要請（架電）



要請文書送付



※確認体制
 大阪市内：大阪府・大阪市
 堺市内：堺市
 その他府内：大阪府

【現地確認】

【現地確認】

<特措法第45条第2項>

「特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があるときは・・・要請することができる。」

<特措法第18条に基づく基本的対処方針抜粋>

「特定都道府県は、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。」

法律に基づき施設休止要請文書通知、及び施設名公表